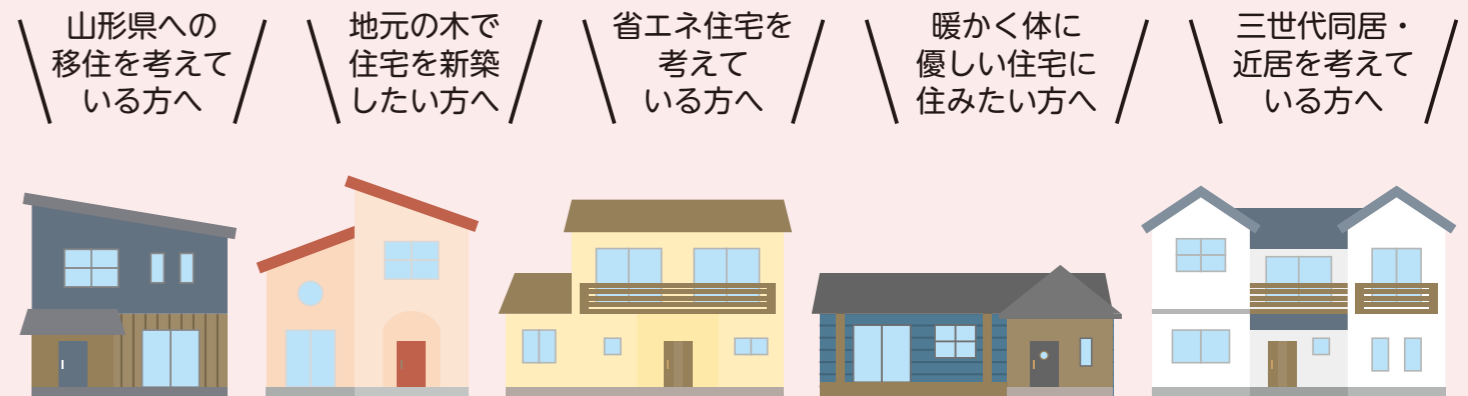


山形の家づくり 利子補給制度



山形県では、住宅ローンの利子の一部を県が負担することで、耐久性のある、県産木材を使用した省エネルギー住宅の建設を応援しています。



- ・「移住世帯」の対象を拡大しました。
5年前（平成27年4月1日以降）に移住された方まで対象を拡大しました。
- ・募集方法を見直しました。
募集期間を3回に分け、応募数が募集戸数を超えた場合は抽選（※）とします。

募集方法・募集期間			
対象住宅・募集戸数	1回目	2回目	3回目
県産木材多用型／寒さ対策・断熱化型／子育て支援型（三世帯同居・近居）／移住促進型	100戸	40戸	40戸
子育て支援型（一般）／耐震建替型	50戸	20戸	20戸
募集期間（土・日除く）	4月2日(木)～4月8日(水)	5月18日(月)～5月22日(金)	7月6日(月)～7月10日(金)
抽選予定日（※）	4月10日(金)	5月27日(水)	7月15日(水)

- 留意事項**
- 応募数が募集戸数に満たなかった場合
 - ・残戸数が無くなるまで募集を継続し、先着順で受け付けます。
 - ・次回の募集期間開始まで残っていた場合は、残戸数を次回の募集戸数に追加して募集します。
 - ・3回目の募集期間終了後に残戸数があった場合、受付期限は令和3年2月26日(金)とします。
 - 抽選で落選となった場合でも、次回以降に再度申込みすることができます。

申込み窓口

村山総合支庁（建設部建築課）	〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68	☎023-621-8287
最上総合支庁（建設部建築課）	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	☎0233-29-1420
置賜総合支庁（建設部建築課）	〒992-0012 米沢市金池7-1-50	☎0238-35-9054
庄内総合支庁（建設部建築課）	〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1	☎0235-66-5640

※建設場所を所管する総合支庁が申込み窓口です。※各種書類は郵送でも受け付けます。

★利子補給金交付要綱（利子補給の対象となる住宅の基準、世帯要件等を記載）および各様式は県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.yamagata.jp/>

（県のホームページ→利子補給でサイト内検索）



お問い合わせ先

「山形の家づくり利子補給制度」のお問い合わせ先

山形県 県土整備部 建築住宅課 住まいづくり支援担当

〒990-8570 山形市松波2-8-1 ☎023-630-2154（直通）FAX：023-630-2639

「やまがたの木」認証制度のお問い合わせ先

やまがた県産木材利用センター

〒990-2473 山形市松栄1-5-41 ☎023-674-7672 FAX：023-646-8699

E-Mail：riyou-s@yamagata-e-ie.jp



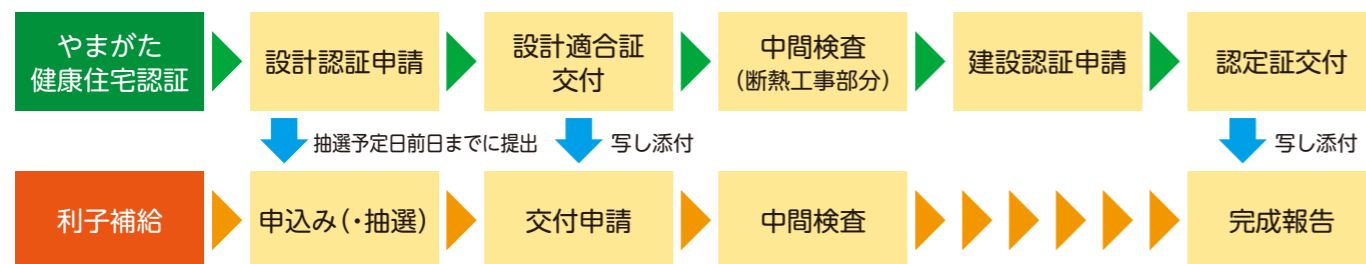
関連制度

「やまがた健康住宅」認証制度について

ヒートショックによる死亡事故などを防止するため、県が高断熱高気密住宅の基準を定め、認証する制度です。

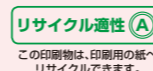
認証基準の概要	○断熱性能 UA 値(外皮平均熱貫流率)0.24～0.48w/㎡K以下 ○気密性能 C 値(相当隙間面積)2㎡/㎡以下 ○夏季の防暑計画、防露性能 など
受付窓口	対象住宅所在地を所管する総合支庁建設部建築課

手続きの流れ



詳しくは <http://www.pref.yamagata.jp/tatekana/> にアクセス

▶または



利子補給への申込みができる方

次の要件すべてに該当することが必要です。

- (1) 県内に自ら居住するために住宅を新築する方で、所得が1,200万円以下の方
(利子補給の申し込みは、1住宅につき1人、1ローン契約に限ります)
- (2) 返済が確実にできる方 (融資は各取扱金融機関の基準により決定されます)
- (3) 期限内 (令和3年3月31日(水)まで) に住宅ローンの契約ができる方



利子補給の方法

住宅ローンの契約から10年間、年一回(3月)、県から利子補給対象者に直接利子補給金が支払われます。

※利子補給対象者は、金融機関が設定した年利率で住宅ローン契約を締結します。

※利子補給額の計算方法は右記QRコードより「タテッカーナ」内の「計算例」をご覧ください。



住宅ローン締結期限

令和3年3月31日(水)

※住宅ローン契約を締結する前に、交付決定を受ける必要があります。

※交付決定内容の変更は、ローン契約前に手続きが必要です。

※ローン契約から30日以内に融資を受ける必要があります。

取扱金融機関

(株)山形銀行、(株)荘内銀行、(株)さらやか銀行、山形信用金庫、新庄信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、東北労働金庫山形県本部、山形中央信用組合、山形第一信用組合、北郡信用組合、県内各農業協同組合

+ モーゲージバンク (全宅住宅ローン(株)・(株)ハウス・デポ・パートナーズ、(株)ファミリーライフサービス、日本モーゲージサービス(株)、財形住宅金融(株)、アルヒ(株))

※金利、返済方法、担保、保証人、保証料等は、取扱金融機関の基準によります。詳しくは金融機関にお問い合わせください。

※【フラット35】Sについては、一部取り扱っていない金融機関がございます。詳しくは県のホームページ等をご覧ください。

※モーゲージバンク：フラット35を中心とした住宅ローン専門の金融機関。

(募集期間中に追加する場合があります)

※取扱金融機関の最新リストはこちらからご覧ください。

<http://www.pref.yamagata.jp/tatekkana/data/rishihokyu/kikanlist.pdf>



利子補給の対象となる住宅

● **共通基準** 耐久性基準 (劣化対策等級3) 及び省エネ基準 (断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4)
住宅品質確保促進法に基づく日本住宅性能表示基準による

●タイプ毎の要件と利子補給額等

住宅のタイプ	県産木材の使用割合等*1	その他の要件	利子補給額	募集戸数
県産木材多用型	100%かつ15㎡以上	-	最大約80万円 上限8万円/年×10年間 [利子補給対象額上限: 2,000万円 利子補給率: 0.5%]	180戸 ※4
寒さ対策・断熱化型 (やまがた健康住宅)	50%以上	やまがた健康住宅認証*2		
子育て支援型 (三世代同居・近居)		三世代同居又は近居世帯		
移住促進型	70%以上	県外からの移住世帯	最大約50万円 上限5万円/年×10年間 [利子補給対象額上限: 1,500万円 利子補給率: 0.4%]	90戸 ※4
子育て支援型 (一般)		子育て世帯		
耐震建替型		旧耐震住宅の解体*3		

※1: 延べ床面積×0.1㎡×使用割合以上の県産木材を使用する必要があります。

※2: 「やまがた健康住宅認証制度」による認証を受ける必要があります。認証制度の詳細は別途作成するパンフレット又はタテッカーナをご覧ください。

※3: 住宅の新築に伴い、昭和56年5月31日以前に建設された住宅を解体する必要があります。

※4: 募集期間等については表紙をご確認ください。

●世帯要件

三世代同居世帯	平成14年4月2日以降に生まれた子がいる三世代同居世帯 (出産予定を含む)
近居世帯	平成31年4月1日以降に親世帯と子世帯 (平成14年4月2日以降に生まれた子がいる世帯に限る) の居所が新たに近居区域になった世帯 (出産予定を含む) 近居区域: (1)直線距離が2km以内又は(2)同一小学校の通学区内 (近居区域内の転居は対象外)
移住世帯	平成27年4月1日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
子育て世帯	平成14年4月2日以降に生まれた子がいる世帯 (出産予定を含む)

手続きの流れ

